

山口県総合庁舎広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第11条の規定に基づき、山口県（以下「県」という。）が所有する総合庁舎の建物内部への広告掲載について、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、広告要綱及び山口県広告掲載基準（以下「広告基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲載の場所及び規格等)

第3条 広告要綱第4条及び第6条に規定する広告掲載の場所及び規格等については、別途定める。

(広告掲載の基準)

第4条 広告掲載の基準については、広告要綱第3条の規定を適用する。

(広告掲載の申込みの時期及び方法)

第5条 広告掲載の申込み時期及び方法については、山口県総合庁舎内広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）により、県が指定する日までに広告の掲載を申し込むものとする。

(広告料)

第6条 広告要綱第5条に規定する広告料の基準となる額は、広告の募集最低価格として別に定め、募集の際に提示する。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申し込んだ者の負担とする。

(広告掲載者の募集)

第7条 広告を総合庁舎内に掲載できる者（以下「広告掲載者」という。）は、公募により募集するものとする。

(広告掲載者の決定及び通知)

第8条 県は、第5条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る広告内容が、山口県総合庁舎内に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の基準により審査したうえで、別に定める方法により広告掲載者を決定する。

2 前項の規定により広告掲載者を決定したときは、山口県総合庁舎内広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により決定した広告掲載者が、第9条に規定する契約を締結し

ないときは、当該決定を取り消すものとする。

(契約の締結)

第9条 県は、広告掲載者と、山口県総合庁舎内への広告掲載に関する契約書（様式第3号）により契約を締結するものとする。

(行政財産の使用許可)

第10条 広告掲載者は、広告を掲載する行政財産の使用許可を受けなければならない。

(広告の提出及び審査)

第11条 広告掲載者は、掲載しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、県が別に定める日までに提出しなければならない。

2 県は、前項の規定により提出された広告の内容等が、広告要綱及び広告基準に反すると認めるときは、期日を定め、広告掲載者に対して修正又は再提出を求めることができる。なお、広告掲載中であっても同様とする。この場合広告掲載者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(広告料の請求)

第12条 県は、広告掲載者に対して、県が指定する日を納期限として広告料を請求するものとする。

(広告掲載者の責務)

第13条 広告掲載者は、広告掲載者自ら及び広告の内容が、広告要綱及び広告基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

2 広告掲載者は、広告掲載者に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

第14条 県は、次に掲げるいずれかに該当するときは、広告掲載者との契約を解除することができる。

(1) 県が指定する期日までに、契約に定める広告料を納入しなかった場合。

(2) 行政財産の使用許可を取り消した場合。

(3) 広告掲載終了までの期間に、広告掲載者自ら又は広告の内容が広告要綱及び広告基準に反した場合。

(4) 正当な理由なく第11条第2項に規定する修正又は再提出に応じない場合。

(5) その他広告を掲載することが適当でないと県が認めた場合。

2 県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告料の100分の10に相当す

- る額の違約金を広告掲載者に請求することができるものとする。
- 3 広告掲載者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

(広告料の還付)

第15条 収納した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

山口県総合庁舎内広告掲載申込書

山口県総合庁舎広告掲載実施要領第5条の規定に基づき、山口県総合庁舎内への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準並びに山口県総合庁舎広告掲載実施要領を遵守すること、県税に滞納がないことを誓約します。

令和 年 月 日

様

郵便番号

申込者 住所

商号又は名称

代表者氏名

記

1	広告の名称	山口県総合庁舎内掲出広告
2	広告の規格	サイズ B2判縦型以内(縦 728mm × 横 515mm) 県が壁面等に設置した額内に掲出
3	掲出する場所	総合庁舎
4	広告の内容(※1)	
5	広告掲出の申込み額	円 (税込金額)
6	広告掲出申込み期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (3箇月以上で、月単位でお申し込みください。)
申 込 者	業 務 内 容	
	担 当 者 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	住 所 (結 果 送 付 先)	
	電 話 番 号	
	フ ァ ク シ ミ リ 番 号	

8 添付書類

- (1) 申込者の業種及び事業内容がわかるもの(会社概要、パンフレット等)
- (2) 広告原稿案

※ 「広告の内容」の欄は、例えば「〇〇の販売促進広告」等と記載し、別に広告原稿案(「8 添付書類」の(2))を添付してください。掲出する広告原稿については、広告主決定後に提出していただきますが、広告掲出にふさわしくない場合には、内容の変更をお願いすることがあります。

山口県総合庁舎内広告掲載通知書

令 税 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

〇〇総合庁舎内管理責任者
〇〇県税事務所長 〇〇〇〇 印

令和 年 月 日付けで申込みのありました山口県総合庁舎内への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

つきましては、山口県総合庁舎広告掲載実施要領第9条に基づき、同封の契約書により契約の締結をお願いします。（記名、押印の上、200円の収入印紙を貼付し、契約書1部をご返送してください。）

また、同実施要領第11条に基づき、山口県総合庁舎内広告掲出承認願及び広告内容等が明らかとなる資料（広告原稿3部）を、令和 年 月 日（ ）までに提出してください。

記

- 1 掲出場所
〇〇総合庁舎〇〇〇〇〇〇〇〇壁面
- 2 掲出期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 広告料 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 4 広告料の納入
県が別に通知する納入通知書により納入してください。

様式第2号（第8条関係）

山口県総合庁舎内広告不掲載通知書

令 税 第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

〇〇総合庁舎庁内管理責任者

〇〇県税事務所長 〇 〇 〇 〇 印

令和 年 月 日付けで申込みのありました山口県総合庁舎内への広告掲出については、掲出しないことと決定いたしましたので通知します。

記

掲出しないこととした理由

山口県総合庁舎内への広告掲載に関する契約書

山口県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、山口県〇〇総合庁舎内に乙が作成した広告を掲出することについて、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、山口県〇〇総合庁舎内壁面を広告掲出面として提供し、乙に広告を掲出させるものとする。

2 乙は、この契約書のほか、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）、山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）、山口県総合庁舎広告掲載実施要領（以下「要領」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲出を行わなければならない。

（広告掲出物件の用途）

第2条 乙は、前条に規定する広告掲出面を広告掲出のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡をし、貸し付け、又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（広告掲出期間）

第4条 広告掲出の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 乙は、広告料として前項の金額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

（甲の解除権）

第6条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定期日までに広告料が納入されないとき。
- (2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（広告内容の責任）

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと。いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 甲が乙の作成した広告を掲出したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

（広告の作成等）

第8条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告の内容等について甲の審査を得、甲の承認を受けなければ、掲

出してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第9条 広告の掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第10条 掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第11条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。ただし、1箇月単位とする。

2 前項の場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第12条 甲は、掲出中の広告の内容等が、要綱及び基準等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して、当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し、甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、要綱、基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県

〇〇総合庁舎庁内管理責任者

〇〇県税事務所長 ○ ○ ○ ○

乙